

[No.1] 解答2

## 該当講義動画 憲法5章2節「財産権」

講義では選択肢3と5は扱っていないが、しっかりと学習できていれば積極的に選択肢2が選べるであろう。基本的には私の講義動画の学習がしっかりと出来ていれば合格レベルに達するが、こういった知らない内容の選択肢が出てきた場合は、新たな知識として勉強しておく。

肢1. 河川附近地制限令事件(昭和43年11月27日)

講義動画5章2節「財産権」名取川事件参照

憲法29条3項を根拠に、直接損失補償請求可能

肢2. 森林法共有林分割制限事件

講義動画5章2節「財産権」参照

→ 違憲となる

肢3. 証券取引法164条合憲判決(平成14年2月13日最高裁)

**結論** 一般投資家が不利益を受けないように公平性、公正性を維持するとともに一般投資家の信頼を確保するという目的によるものであり、必要性又は合理性に欠けるものであるとはいえない。よって、憲法29条に違反するものではない。

肢4. 土地収用法事件(最判昭48.10.18)

講義動画5章2節「財産権」参照

→ 合憲であるが、完全補償が必要である。

肢5. 所有権移転登記手続等請求事件(最判平21.4.23)

**結論** 建物の区分所有等に関する法律70条は、憲法29条に違反しない。